

## 新潟県原子力災害対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 新潟県原子力災害対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定。以下「指針」という。）に定める施設敷地緊急事態（以下単に「施設敷地緊急事態」という。）又は指針に定める全面緊急事態（以下単に「全面緊急事態」という。）に備え、病院や介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等（以下「要配慮者等」という。）が一時的に退避する施設等の放射線防護対策並びに施設敷地緊急事態、全面緊急事態が発生した場合に地理的条件等により孤立するおそれのある災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第49条の7に掲げる避難所（以下「指定避難所」という。）への備蓄物資の追加備蓄に要する経費を補助することによって、原子力防災対策の一層の充実・強化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該号に定めるところによる。

- (1) 屋内退避施設 要配慮者等が施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に屋内退避を行う施設をいう。
- (2) 現地災害対策拠点施設 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態において、地方公共団体等が応急の対策を実施する施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第12条第1項に基づき緊急事態応急対策等拠点施設に指定されている施設を除く。）をいう。
- (3) 指定避難所 災対法第49条の7に基づき市町村長が指定する指定避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所をいう。）

### (交付対象となる施設・設備及び補助率等)

第4条 知事は、発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第2条に規定する発電用施設である柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電施設」という。）の周囲30キロメートルの区域内にある市町村又は屋内退避施設を所有する民間団体が、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費を補助するものとし、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助事業を実施する市町村又は民間団体（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付する。

- (1) 原子力発電施設の周囲概ね5キロメートルの区域(予防的防護措置を準備する区域)内に所在する、屋内退避施設に対する放射線防護対策の強化に係る事業
  - (2) 原子力発電施設の周囲概ね5キロメートルから概ね10キロメートルの区域内に所在する、屋内退避施設に対する放射線防護対策の強化に係る事業
  - (3) 原子力発電施設の周囲概ね10キロメートルの区域内に所在する、現地災害対策拠点施設に対する放射線防護対策の強化に係る事業
  - (4) 原子力発電施設の周囲概ね30キロメートルの区域内で、地理的条件により災害が発生した場合において住民が孤立するおそれのある地域に所在する屋内退避施設に対する放射線防護対策の強化に係る事業
  - (5) 原子力発電施設の周囲概ね30キロメートルの区域内にある放射線防護対策の強化を行った又は行う施設(第3号を除く。)において、屋内退避の実施に必要な資機材の整備及び物資の備蓄に係る事業
  - (6) 原子力発電施設の周囲概ね30キロメートルの区域内で、地理的条件等により災害が発生した場合において住民が孤立するおそれのある地域に所在する指定避難所に対する屋内退避の実施に必要な物資の追加備蓄に係る事業
  - (7) その他知事が必要と認める放射線防護対策の強化に係る事業
- 2 補助事業のうち、前項第1号から第4号及び第7号に該当する事業を実施する施設は、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。
- (1) 昭和56年6月1日以降に建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める基準に適合して建築されたもの又は耐震診断により当該基準と同等以上の耐震性能が認められたものであること。
  - (2) 施設の立地する地域が津波等による浸水被害を受ける可能性が低いこと又は施設の上層階など津波等による浸水被害を受ける可能性が低いこと。
  - (3) 原則として、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第20条の3第2号の規定に照らし、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域に立地すること。ただし、当該区域外に立地する場合には、必要な対策を講じていること。
  - (4) 鉄筋コンクリート構造、鉄骨構造のコンクリート壁又はコンクリート壁相当の放射線遮蔽が可能な構造の施設であること。
  - (5) 放射線防護に必要な気密性が確保できる構造の施設であること。
  - (6) 県、又は、市町村の地域防災計画等において、要配慮者等が一時退避する施設として位置付けられていること又は位置付けられる予定であること。
  - (7) 当該施設が屋内退避施設である場合にあっては、施設の管理者が当該施設の利用者に係る緊急時の対応計画及び平時において実施する放射線防護設備の使用方法等に関する訓練計画について作成していること又は作成する予定であること。
- 3 補助事業のうち、第1項第1号から第4号及び第7号に該当する事業により設置する放射線防護設備については、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。
- (1) 放射線防護設備は、地震や津波等の想定する自然災害の発災後も使用できる耐性を持つものであること。

- (2) 放射線防護設備による放射性物質の除去率が、99.5 パーセント以上のものであること。
- (3) 放射線防護設備のうち、使用により機能低下するフィルター等の設備については、機能低下を防ぐため、密封する等により平時において容易に機能が低下しないための適切な維持を行うこと。
- 4 放射線防護設備の選定に際しては、設備設置時の事業費だけでなく、耐用年数期間中の設備の維持管理に要する費用も加味して合理的に決定すること。
- 5 補助対象経費の区分は、別表のとおりとし、補助率は、予算の範囲内において定額とする。

(交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があった、又はあったと認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があった、又はあったと認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存しなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (10) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産のうち、第16条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、別記第1号様式による財産管理台帳を整備し、当該財産管理台帳及びその関係書類を当該処分期間が経過するまでの間保管しなければならないこと。
- (11) 第6条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第

111号)の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)について、補助金の額の確定において減額を行うものであること。

(12) 事業の全部又は一部を他に継承しようとする場合には、知事の承認を受けること。

(13) 補助事業者は次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（交付申請）

第6条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第2号様式のとおりとし、1部を知事が定める日までに提出しなければならない。

2 前項の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（変更交付申請）

第7条 補助金の交付決定後の変更により、補助金の追加交付等を申請しようとする場合には、別記第3号様式による補助金変更交付申請書1部を知事に提出しなければならない。

（変更の承認申請）

第8条 第5条第1号、第2号、第3号又は第12号のいずれかの規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による変更承認申請書1部を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第9条 第5条第1号に規定する軽微な変更は、別表で定める各経費区分の配分額のうちいずれか低い額の15%以内の範囲内での変更とする。

2 第5条第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる変更

(2) 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第10条 第5条第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第5号様式による申請書1部を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第11条 第5条第4号の規定により知事の指示を求める場合には、別記第6号様式による事業遅延等報告書1部を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定を受けた日から7日を経過した日とする。

(状況報告)

第13条 規則第10条の規定による報告は、知事が特に必要と認めて指示したときは、別記第7号様式による状況報告書を作成し、知事が指示する期日までに1部提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告書及び添付書類は、別記第8号様式のとおりとし、補助事業が完了した日(第10条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認の日)から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに1部を知事に提出しなければならない。

2 この補助金の仕入に係る消費税等相当額が確定したときは、別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該仕入に係る消費税等相当額の補助金を県に返還すること。

(補助金の請求)

第15条 補助金は原則精算払とし、知事が特に必要と認めた場合に限り概算払できるものとする。

2 前項の精算(概算)払を受けようとする場合は、別記第10号様式による精算(概算)払請求書を知事に提出しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第16条 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号の規定により知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める省令」(昭和 53 年 8 月 5 日付け通商産業省告示第 360 号) 及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年 3 月 31 日付け大蔵省令第 15 号) に定めるとおりとする。

3 規則 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、別記第 11 号様式による財産処分承認申請書 1 部を知事に提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成 27 年 2 月 18 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 2 月 21 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 3 月 12 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 1 月 30 日から施行し、令和 6 年 12 月 17 日から適用する。

別表（第4条関係）

経費区分	
1	放射線防護対策事業費
イ	調査設計費
ロ	土木・建築工事費
ハ	施工監理費
2	資機材整備及び物資備蓄事業費
イ	資機材
ロ	水、非常食等
ハ	生活物資
3	指定避難所備蓄物資追加備蓄事業費
イ	資機材
ロ	水、非常食等
ハ	生活物資
4	上記1から3に係る管理費
イ	職員旅費
ロ	会議用会場借上費
ハ	会議費
ニ	その他